

資料編

- 別表1 摘要欄記載事項
- 別表2 保険優先公費の一覧（適用優先度順）
- 介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コードのレセプト記載
について
- 特定診療費の分類
- 介護給付費単位数コード表の検索方法
- 要介護状態区分変更時の取扱い
- 厚生大臣が定める1単位の単価を定める件（厚生省告示第22号平成
12年2月10日）
- 指定居宅サービス事業者等による介護給付費の割引の取扱いについ
て（平成12年3月1日老企第39号）

別表 1

摘要欄記載事項

サービス種類	サービス内容 (算定項目)	摘要記載事項	備考
訪問介護	身体介護中心の 4時間以上の場合	計画上の所要時間を分単位で記載する。 例 260分 漢字を取扱わないのであれば、分の単位を省略することも可。 例 260	4時間以上については、1回あたりの点数の根拠を所要時間にて示す。
	身体介護及び家事援助が同程度の 4時間以上の場合	同上	同上
	家事援助中心の 4時間以上の場合	同上	同上
訪問看護	ターミナルケア 加算を算定する場合	対象者が死亡した日を記載する。 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	
サテライト事業所からのサービス提供（訪問介護・訪問看護・通所介護）		「サテライト」の略称として英字2文字を記載する。 例 ST	他の摘要記載事項と重複する場合は「/」で区切ることとする。 例 ST/260
居宅療養 管理指導	医師及び歯科医師が行う場合	居宅訪問日を記載する。 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	居宅を訪問して、居宅サービス計画策定等に必要な情報提供又は居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行うことが算定の要件となっている。（1月に1回限り）
	薬剤師が行う場合	居宅訪問日を記載する。 例 6日、20日 日にちの単位を省略することも可。 例 6、20	居宅を訪問して薬学的な管理指導を行うことが算定の要件となっている。（1月に2回限り）
	管理栄養士が行う場合	同上	居宅を訪問して具体的な献立によって実技を伴う指導を行うことが算定要件となっている。（1月に2回限り）
	歯科衛生士等が行う場合	同上	居宅を訪問して療養上必要な指導として患者の口腔内での清掃又は有床義歯の清掃に関する実技指導を行うことが算定要件となっている。（1月に4回限り）
福祉用具 貸与	福祉用具貸与	別記「介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等のレセプト記載について」参照	
	特別地域加算を算定する場合	特別地域加算を算定する場合福祉用具貸与を開始した日付を記載する 例 6日 日にちの単位を省略することも可。 例 6	

介護福祉施設サービス	退所前後訪問相談援助加算	家庭等への訪問日を記載する 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退所後生活する家庭あるいは他の社会福祉施設等を訪問し、必要な相談援助を行うことが算定の要件となっている。(入所中1回又は2回、退所後1回限り)
介護保健施設サービス	退所前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載する 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退所後生活する家庭を訪問し、療養上の指導を行うことが算定の要件となっている。(入所中1回又は2回、退所後1回限り)
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付することが算定要件となっている。(退所する者1人につき1回限り)
介護療養施設サービス	退院前後訪問指導加算	家庭等への訪問日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	退院後生活する家庭を訪問し、療養上の指導を行うことが算定の要件となっている。(入院中1回又は2回、退院後1回限り)
	老人訪問看護指示加算	訪問看護指示書の交付日を記載する。 例 20日 日にちの単位を省略することも可。 例 20	指定訪問看護ステーションに対して、訪問看護指示書を交付することが算定要件となっている。(退院する者1人につき1回限り)

別表2

保険優先公費の一覧（適用優先度順）

項番	制度	給付対象	法別 番号	資格証明 等	公費の 給付率	負担割合	介護保険と関連する 給付対象
1	結核予防法「一般患者に対する医療」	結核に関する治療・検査等省令で定めるもの	10	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	医療機関の短期入所療養介護、及び介護療養施設サービス（食費を除く）
2	結核予防法「従業禁止、命令入所者の医療」	従業禁止、命令入所者に対する医療	11	患者票	100	介護保険を優先利用者本人負担額がある	従業禁止者の訪問看護、居宅療養管理指導
3	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律「通院医療」	通院による精神障害の医療	21	患者票	95	介護保険を優先し95%までを公費で負担する	訪問看護
4	身体障害者福祉法「更生医療」	身体障害者に対する更生医療（リハビリテーション）	15	更生医療券	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、医療機関の通所リハビリテーション、及び介護療養施設サービス
5	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律「一般疾病医療費の給付」	健康保険と同様（医療全般）	19	被爆者手帳	100	介護保険優先、残りを全額公費	介護老人保健施設サービス含め医療系サービスの全て
6	特定疾患治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	特定の疾患のみ	51	受給者証	100	介護保険優先利用者本人負担額がある	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、及び介護療養施設サービス
7	先天性血液凝固因子障害等治療研究事業について「治療研究に係る医療の給付」	同上	51	受給者証	100	同上	同上

8	特別対策 (低所得者対策 等)	低所得者の 利用者負担 の経過措置	56	受給者 証	97	介護保険 を優先し 残りの 7%を公 費で負担 する	訪問介護
		障害者施策 利用者への 支援措置	57				
9	生活保護法の 「介護扶助」	介護保険 の給付対 象サービ ス	12	介護券	100	介護保険 優先 利用者本 人負担額 がある	介護保険の給付対象と 同様

介護保険請求時の福祉用具貸与における商品コード等のレセプト記載について

レセプトへ記載するコードについては、テクノエイド協会が付しているT A I Sコード又はJ A Nコードを有している商品についてはいずれかのコードを記載することとする。

また、両方のコードを有している商品については、どちらのコードを記載しても差し支えない。

- 1 (財) テクノエイド協会が構築している福祉用具情報システムに登録をしている商品について
 - (1) 既にテクノエイド協会が付している番号の内、企業コード(5桁)及び商品コード(6桁)を左詰で記載する。その際に企業コードと商品コードの間は「-」でつなぐこととする。
 - (2) 2以上コードを有している商品については、どの種別で保険請求しているかという観点からコードを記載する。

- 2 J A Nコードを取得している商品については、J A Nコードを左詰で記載

- 3 いずれのコードも有していない商品については、次のとおりローマ字で記載
 - (1) メーカー名と商品名を英字(ヘボン式で大文字)で記載し、その間は「-」でつなぐこととする。
なお、最初の10桁はメーカー名、残りの9桁については商品名とする。
 - (2) メーカー名の記載については、株式会社等の各企業で共通するような名称を除き、次頁に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載
(例) アメリカベッドメディカルサービス株式会社 → AMERIKABET
株式会社松本製作所 → MATSUMOTOS
 - (3) 商品名の記載については、型番を有している商品については型番を記載し、型番がない商品については、商品名を別紙に定める変換方法により英字(ヘボン式で大文字)で記載
(例) 自走式車いす AA-12 → AA-12
アルミ製標準車 → ARUMISEIH

(参考)

J A Nコードとは、「国コード」、「商品メーカーコード」、「商品アイテムコード」、「チェックデジット」からなる商品識別コードである。このコードは、店舗等で商品に印刷されているバーコードの一つである。

あ行	あ い う え お	や行	や い ゆ え よ
	A I U E O		YA I YU E YO
か行	か き く け こ	ら行	ら り る れ ろ
	KA KI KU KE KO		RA RI RU RE RO
	きゃ きゅ きょ		りゃ りゅ りょ
	KYA KYU KYO		RYA RYU RYO
さ行	さ し す せ そ	わ行	わ ゐ う ゑ を
	SA SHI SU SE SO		WA I U E O
	しゃ しゅ しょ		ん
	SHA SHU SHO		N(M)
た行	た ち つ て と	が行	が ぎ ぐ げ ご
	TA CHI TSU TE TO		GA GI GU GE GO
	ちゃ ちゅ ちょ		ぎゃ ぎゅ ぎょ
	CHA CHU CHO		GYA GYU GYO
な行	な に ぬ ね の	ざ行	ざ じ ず ぜ ぞ
	NA NI NU NE NO		ZA JI ZU ZE ZO
	にゃ にゅ によ		じゃ じゅ じょ
	NYA NYU NYO		JA JU JO
は行	は ひ ふ へ ほ	だ行	だ ぢ づ で ど
	HA HI FU HE HO		DA JI ZU DE DO
	ひゃ ひゅ ひょ	ば行	ば び ぶ べ ぼ
	HYA HYU HYO		BA BI BU BE BO
ま行	ま み む め も	ぱ行	ぴゃ ぴゅ ぴょ
	MA MI MU ME MO		BYA BYU BYO
	みゃ みゅ みょ		ぱ ぴ ぷ ぺ ぽ
	MYA MYU MYO		PA PI PU PE PO
			ぴゃ ぴゅ ぴょ
			PYA PYU PYO

1 撥音 ヘボン式ではB、M、Pの前にNの代わりにMをおく。

NAMBA難波 (なんば) HOMMA本間 (ほんま) SAMPEI三瓶 (さんぺい)

2 促音 子音を重ねて示す。

HATTORI服部 (はっとり) KIKKAWA吉川 (きっかわ)

ただし、チ (CHI)、チャ (CHA)、チュ (CHU)、チョ (CHO) 音に限り、その前にTを加える。

HOTCHI発地 (ほっち) HATCHO (はっちょう)